

熊本甲佐総合運動公園の利活用等に係る調査/コンサルティング業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、熊本甲佐総合運動公園の利活用及び利用率向上に向けた先進施設調査、当施設における新たな利活用や各種事業開催に関する助言及びコンサルティング、また、指定管理者制度導入に向けた算定及び制度設計等の業務委託契約候補者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 業務委託名

熊本甲佐総合運動公園の利活用等に係る調査/コンサルティング業務委託

(2) 業務内容

「別紙 1 熊本甲佐総合運動公園の利活用等に係る調査/コンサルティング業務委託基本仕様書」を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 7 1 9 番地 4

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 5 年 8 月 3 1 日(木)まで

(5) 提案上限額

7 5 3, 0 0 0 円 (税込み)

※提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

3 選定スケジュール

| | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 参加表明書受付開始 | 令和 5 年 6 月 5 日 (月) |
| (2) 質問書受付期限 | 令和 5 年 6 月 1 2 日 (月) |
| (3) 質問書回答期限 | 令和 5 年 6 月 1 4 日 (水) |
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和 5 年 6 月 1 6 日 (金) |
| (5) 提案書等の提出期限 | 令和 5 年 6 月 2 3 日 (金) |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和 5 年 6 月 2 7 日 (火) |
| (7) 審査結果通知 | 令和 5 年 6 月 2 8 日 (水) |

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 国、県、市区町村税に滞納が無いこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の本事業を行うのにふさわしくない者でないこと。
- (4) 本プロポーザル実施に係る公告の日から契約締結の日までの間において甲佐町の指名停止措置を受けている者でないこと。

- (5) 地方自治体に対し、本事業と同種・類似の事業を行った実績があること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (7) 町と容易に連携が可能で、九州内に本社又は支店、営業所を有すること。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 提出書類

質問書【様式4】

イ 提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。

※電子メール送信後、必ず電話にて着信の確認をすること。

ウ 受付期限

令和5年6月12日（月）午後5時（必着）まで

エ 提出先

「15 担当部署」に提出すること。

(2) 回答方法

提出された質問とその回答は適宜取りまとめ、町ウェブサイトへの掲載にて回答とする。なお、質問に対する回答は、本事業の実施要領や仕様書に記載する内容の追加または修正とみなす。

6 参加表明書の提出及び添付書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明を行うものとする。

(1) 提出書類及び提出部数

ア プロポーザル参加表明書【様式1】 1部

イ 誓約書【様式1-2】 1部

ウ 登記に掲載されている役員一覧【様式1-3】 1部

エ 事業実績調書【様式2】 1部

※同種・類似事業の実績を示すこと

オ 事業実施体制表【様式3】 1部

カ 会社概要【任意様式】 1部

※パンフレット等でも可

キ 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない証明書

（3か月以内に発行されたもの。写し可）

ク 登記簿謄本の写し（3か月以内に発行されたもの。写し可）

ケ 情報セキュリティマネジメントシステム又はプライバシーマークを取得していることがわかる書類（登録証(写)等）

※上記キ、クの書類について、甲佐町競争入札参加資格審査申請要領に基づき、入札参加資格の審査を受けている者については、提出の必要はない。

(2) 提出方法

持参または郵送

※持参による場合の受付時間は、甲佐町役場閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送による場合は簡易書留郵便に限る。

(3) 提出期限

令和5年6月16日（金）午後5時（必着）

(4) 提出先

「15 担当部署」に提出すること。

7 参加に係る必要書類の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり提案書等を提出するものとする。

なお、あらかじめ参加表明を行っていない者からの提案書等の提出は受け付けない。

(1) 提出書類

ア 提案書等提出書【様式5】

イ 提案書【任意様式】

・仕様書等の内容を踏まえ、「別紙2 熊本甲佐総合運動公園の利活用等に係る調査/コンサルティング業務委託事業者選定委員会 審査基準」に記載された審査項目を網羅した提案内容とするとともに、評価項目に沿って記載すること。

・1参加者につき1提案とすること。

・提案書の様式はA4判、横書き、文字サイズ11ポイント以上で、表紙を除いて20ページ以内、両面印刷とすること。

※A3判の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4判2ページ分とカウントする。

ウ 工程表【任意様式】

本事業の工程表を作成すること。

エ 提案価格【任意様式】

経費をわかりやすく明記すること。

(2) 提出部数

ア 提出書類のアからエの順序で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出すること。

・正本1部（代表者印押印のもの）

・副本8部（正本の写し。正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること）

- (3) 提出方法
持参または郵送
※持参による場合の受付時間は、甲佐町役場閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。
※郵送による場合は簡易書留郵便に限る。
- (4) 提出期限
令和5年6月23日（金）午後5時（必着）
※提出期限までに提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (5) 提出先
「15 担当部署」に提出すること。

8 プレゼンテーション審査の開催

- (1) 開催日時
令和5年6月27日（火）午前10時00分開始予定
※ただし、開催時間及び場所等の詳細については別途連絡する。
- (2) 開催場所
甲佐町役場庁舎2階 会議室予定
熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4
- (3) 出席者
5名以内とする。
- (4) 発表時間
40分程度（事業者からの説明20分、審査委員からの質疑20分程度）
- (5) 説明方法
説明にあたり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。なお、使用する機器は自ら持ち込み、準備を行うこと。

9 審査の方法等

- (1) 審査の主体
「熊本甲佐総合運動公園の利活用等に係る調査/コンサルティング業務委託事業者選定委員会設置要綱」に基づき、「熊本甲佐総合運動公園の利活用等に係る調査/コンサルティング業務委託事業者選定委員会」において行う。
- (2) 審査の基準
「別紙2 熊本甲佐総合運動公園の利活用等に係る調査/コンサルティング業務委託事業者選定委員会 審査基準」によるものとする。
- (3) 審査の方法
提案書等及びプレゼンテーションを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、合計点数が同点の場合は、選定委員会で協議の上決定する。
- (4) 判定基準
いずれの提案も各委員（5名）の合計点数（最高点数500点）が300点に満たな

い場合は、町が要求する水準に満たないものとして契約に至らないものとする。

(5) 審査結果

評価の合計点が最上位者を契約候補者とする。ただし、最上位者が複数の場合は、選定委員会で協議の上決定する。また、最上位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、選定委員会で協議の上、契約候補者に選定しないことがある。

選定結果は、本プロポーザル参加者に、自己の結果のみを書面及び電子メールにより、令和5年6月28日（水）（予定）に通知を発送する。

(6) 留意事項

本プロポーザルの審査結果に対する異議申立てには一切応じない。また、選考方法及び選考内容についての問い合わせにも応じないものとする。

10 参加の辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、速やかに「15 担当部署」に電話連絡のうえ、プロポーザル参加辞退届【様式6】を持参または郵送にて提出すること。

※電子メールでの提出は不可とする。

11 失格事項

提案書等を提出した参加者または提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) 提案価格の金額が「2(5) 提案上限額」を超過した場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (7) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

12 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められるときは、中止または取り消す場合がある。その場合、本プロポーザルに要した経費を町に請求することができない。

13 その他留意事項

- (1) プロポーザル参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 提出書類の作成及び提出、本プロポーザルに関する一切の経費は、全て参加者の負担とする。

- (3) 町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (4) 提出期限後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (5) 提案書等、本プロポーザルに係る全ての提出書類は返却しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、甲佐町情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。

1.4 契約候補者との協議及び契約

契約候補者との契約に当たっては、選定された提案内容を基に、細部について町と協議し、提案上限額内で事業内容及び契約金額を決定した上で締結する。

なお、何らかの理由により契約候補者と契約締結できない場合、次点の候補者と契約交渉を行う。

また、参加申込みが1者の場合であっても、審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、契約候補者として選定し、上記協議を行う。

1.5 担当部署

〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4

甲佐町教育委員会 社会教育課 社会体育係

電話：096-234-2447（直通）

電子メール：shakai02@kosa.kumamoto.jp